

【同時発表】
東北管内認定都市

令和4年10月20日（木）
東北地方整備局



東北管内初！「歴まちカード」を配布します

～東北の歴史・魅力再発見！歴史まちづくりに取り組む都市をカードで紹介～

令和4年11月4日（金）より、東北地方における歴まち認定都市^{※1}の連携及び魅力発信を目的として、「歴まちカード（歴史まちづくりカード）」を配布します。
配布開始に伴い、各認定都市で贈呈式を行います。

1. 配布概要

配布開始日：令和4年11月4日（金）

配布場所：各認定都市の指定するスポット（別紙－1参照）（東北地方は11都市）
ひろさきし もりおかし たがじょうし おおだてし よこてし つるおかし しらかわし くにもまち
（弘前市、盛岡市、多賀城市、大館市、横手市、鶴岡市、白河市、国見町、
ばんだいまち こおりまち たなぐらまち
磐梯町、桑折町、棚倉町）

配布枚数：各都市 5,000枚

2. 贈呈式：別紙－2のとおり

※1 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称「歴まち法」）に定める「歴史的風致の維持及び向上に関する計画」の認定を受けた都市



11月4日は歴まち法施行日（平成20年11月4日）にちなんだものです。

歴まちカードは、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、九州地方整備局管内の各歴まち認定都市において配布中です。

【記者発表先】

東北建設専門紙記者会、青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、
宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ

《問合せ先》国土交通省 東北地方整備局 建政部

TEL 022-225-2171（代表） FAX 022-227-4459

計画管理課長 さかがみ だいすけ 坂上 大介（内線 6121）

計画管理課長補佐 こんの かずや 今野 和也（内線 6132）

（歴まち法の概要、全国の認定状況はこちら）

<http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/rekimachidb/index.html>





歴まちカードを配布します

～ 歴史まちづくりに取り組む
都市の魅力をカードで紹介 ～

歴まちカード

- 歴まち認定都市の象徴的な風景を写真で紹介するとともに、地域固有の歴史的文化的資産のスポット等を紹介。
- カードは、全部で11種類
- 各認定都市の指定スポットにて配布



【配布時期】

令和4年11月4日（金）～ なくなり次第終了
（予定配布枚数 各都市5,000枚）

【発行都市】（歴まち認定11都市※）

- | | | | |
|-------|-------------------------------|------------------------------|---|
| （青森県） | <small>ひろさきし</small>
弘前市 | （岩手県） | <small>もりおかし</small>
盛岡市 |
| （宮城県） | <small>たがじょうし</small>
多賀城市 | （秋田県） | <small>おおだてし</small>
大館市、 <small>よこてし</small>
横手市 |
| （山形県） | <small>つるおかし</small>
鶴岡市 | | |
| （福島県） | <small>しらかわし</small>
白河市、 | <small>くにみまち</small>
国見町、 | <small>ばんだいまち</small>
磐梯町、 <small>こおりまち</small>
桑折町、 <small>たなぐらまち</small>
棚倉町 |

※地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）に定める歴史的風致維持向上計画の認定を受けた青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県内の11都市

【配布条件等】

- ① 1人1枚
- ② 各都市指定配布施設来訪者のみ（郵送不可）
- ③ 無料配布
- ④ 配布場所等につきましては、裏面をご覧ください。



【歴史まちづくり（歴まち）とは】

地域固有の歴史的風致を後世に継承していくため、市町が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に定める歴史的風致維持向上計画の認定を国から受け、歴史的風致の維持・向上を図りつつ進めるまちづくり。